

岩手大学公印等に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和7年3月26日 最終改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人岩手大学において使用する公印及び電子証明書に関しては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、事務局、各学部、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進をいう。

2 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

3 この規則において「組織印」とは、国立大学法人岩手大学又は岩手大学若しくは部局の名称又は連合農学研究科教授会を刻印した公印をいう。

4 この規則において「職名印」とは、学長、部局の長又はその他の職員でその職務権限が定められた者の職名を刻印した公印をいう。

5 この規則において「電子証明書」とは、商業登記に基づく電子認証制度により、法人の代表者等に対して発行され、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

(公印の作成)

第3条 部局の長は、公印の作成又は改刻しようとするときは、別記様式第1号の公印作成(改刻)申請書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 部局の長は、前項の許可を受けて公印の作成又は改刻したときは、別記様式第2号の公印作成(改刻)届及び別記様式第3号の公印簿(以下「公印簿」という。)2部を学長に提出しなければならない。

(公印の廃止)

第4条 部局の長は、当該部局に係る公印を廃止したときは、別記様式第4号の公印廃止届を学長に提出しなければならない。

(公印の形式)

第5条 公印は、方形の印面の周囲に一条の外側線を付し、その内側に、刻印すべき組織の名称又は職名を明りょうな字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合においては、「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

(公印の種類、寸法及び公印管守責任者)

第6条 公印(特別の用途に使用する公印を含む。)の種類、寸法及び公印管守責任者は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(公印の印材)

第7条 公印の印材には、容易に磨滅又は腐蝕しない硬質のものを使用しなければならない。

(公印の管守)

第8条 公印管守責任者は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

(公印の使用等)

- 第9条 公印の使用を必要とする場合は、発送しようとする文書に決裁済の原議書を添えて、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする。
- 2 公印管守責任者又はその命を受けた職員は、前項の規定による公印の使用の請求をうけたときは、発送しようとする文書と決裁済みの原議書と照合の上、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させる場合は、公印管守責任者又はその命を受けた職員はその押印に立ち会わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、電子決裁により決裁された文書に公印の使用を必要とする場合は、総務広報課長が指定する方法により、公印管守責任者に公印の使用を請求するものとする

(事務代理等が職務を代理する場合)

- 第10条 学長、学部長又はその他の職員に事故等があるため、他の者が事務代理、事務取扱を命じられその職務を代理する場合においては、その職務を代理される者の職名印を使用するものとする。

(印影印刷)

- 第11条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者が支障がないと認めた場合には、当該公文書右上部に「(印影印刷)」の文字を、右下部に起案課名等を原則として記載し、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。
- 2 電子計算機により作成する公文書にあつては、公印管守責任者が支障がないと認めた場合には、公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。
- 3 公印の印影を印刷した文書は、その使用状況を明らかにしておかななければならない。

(公印省略)

- 第12条 文書のうち、決裁者(岩手大学文書決裁規則に定める専決者を含む。以下同じ。)が公印の押印を省略することを承認したものには、押印を省略することができる。

(電子署名)

- 第12条の2 文書のうち、決裁者が、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を行うこと(利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスを利用して電子署名を行うことを含む。次項において同じ。)を承認したものについては、電子署名を行うことをもって公印の押印に代えることができる。
- 2 文書への電子署名は、決裁者又は決裁者が指定する職員が行うものとする。

(公印の事故届)

- 第13条 部局の長は、公印を盗まれ、若しくは紛失し、又は公印の偽造を発見したときは、直ちに別記様式第5号の公印事故届を学長に提出しなければならない。

(電子証明書の用途)

- 第14条 電子証明書は、国・地方公共団体等に対する電気通信回線を利用したオンラインによる申請・届出の手続きに際し、公印に準じて使用するものとする。

(電子証明書の管守)

- 第15条 電子証明書、使用する際に必要となる暗証番号(以下「PIN」という。)及び一時使用休止の際に必要な暗証番号(以下「休止届出用暗証コード」という。)の管守責任者(以下「電子証明書管守責任者」という。)は法人運営部長とする。

- 2 電子証明書管守責任者は、電子証明書、P I N及び休止届出用暗証コードの保管及び貸出を行う。
- 3 電子証明書管守責任者は、電子証明書、P I N及び休止届出用暗証コードの保管、使用その他電子証明書事務の全部又は一部を、総務広報課長、総務広報課の担当主査その他電子証明書管守責任者の指名する課長職以上の者に代行させることができる。
- 4 電子証明書管守責任者等（前項に定める電子証明書管守補助者を含む。以下同じ。）は、電子証明書、P I N及び休止届出用暗証コードを適正に管理しなければならない。

（電子証明書の取得・廃止）

第16条 電子証明書の取得並びにP I N及び休止届出用暗証コードの設定は、電子証明書管守責任者が行う。

- 2 電子証明書管守責任者等は、前項により電子証明書を取得したときは、電子証明書管理簿（別記様式第6号）に取得日、有効期間（証明期間）、設定したP I N、休止届出用暗証コードその他必要事項を登録する。
- 3 電子証明書管守責任者等は、取得した電子証明書が不要となったときは、使用廃止の手続を行い、前項の電子証明書管理簿に廃止に関する必要事項を登録する。

（電子証明書の複製）

第17条 電子証明書管守責任者等は、同時に複数の電子証明書の使用が必要な場合は、電磁的記録媒体に電子証明書を複製することができる。

- 2 電子証明書管守責任者等は、前項により電子証明書を複製した電磁的記録媒体を、電子証明書管理簿に登録するとともに、適正に管理しなければならない。

（電子証明書の使用）

第18条 電子証明書の使用を必要とする場合の請求、許可及び使用に係る手続は、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中、「公印」とあるのは「電子証明書」と、「公印管守責任者」とあるのは「電子証明書管守責任者等」と、「押印」とあるのは「使用」と読替えるものとする。

（電子証明書の事故報告）

第19条 職員は、電子証明書及びP I Nに盗難、紛失、遺漏、偽変造、不正使用又はその恐れがあると認められたときは、直ちに電子証明書管守責任者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年5月26日から施行する。
- 2 この規則による改正前の別表第2の各部長の印及び各課長の印は、改正後の岩手大学部長の印及び岩手大学課長の印の公印作成届に記載された使用開始年月日の前日まで、なおその効力を有する。この場合において同表中「総務部」とあるのは「総務企画部」に、「学務部国際課」とあるのは「研究交流部国際課」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成20年7月18日から施行する。

附 則
この規則は、平成23年7月22日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成24年10月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成28年5月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則
この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 組織印の種類、寸法及び公印管守責任者（第6条関係）

部局	組織印の種類	寸法	公印管守責任者
事務局	国立大学法人岩手大学の印	30ミリメートル平方	総務広報課長
	岩手大学の印	30ミリメートル平方	
	岩手大学の印（証書用）	60ミリメートル平方	
人文社会科学部	岩手大学人文社会科学部の印	28ミリメートル平方	人文社会科学部 事務部事務長
教育学部	岩手大学教育学部の印	28ミリメートル平方	教育学部事務部 事務長
	岩手大学大学院教育学研究科の印	28ミリメートル平方	
	岩手大学教育学部附属幼稚園の印	25ミリメートル平方	副園長
	岩手大学教育学部附属小学校の印	25ミリメートル平方	副校長
	岩手大学教育学部附属中学校の印	25ミリメートル平方	副校長
	岩手大学教育学部附属特別支援学校の印	25ミリメートル平方	副校長
理工学部	岩手大学理工学部の印	28ミリメートル平方	理工学部事務部 事務長
	岩手大学理工学研究科の印	28ミリメートル平方	
	岩手大学理工学部附属教育研究施設の印	25ミリメートル平方	
工学研究科	岩手大学大学院工学研究科の印	28ミリメートル平方	理工学部事務部 事務長
農学部	岩手大学農学部の印	28ミリメートル平方	農学系事務部事務 務長
	岩手大学農学部附属教育研究施設の印	25ミリメートル平方	
獣医学部	岩手大学獣医学部の印	28ミリメートル平方	農学系事務部事務 務長
	岩手大学大学院獣医学研究科の印	28ミリメートル平方	
総合科学研究科	岩手大学大学院総合科学研究科の印	28ミリメートル平方	学務課長
連合農学研究科	岩手大学大学院連合農学研究科の印	28ミリメートル平方	農学系事務部事務 務長
	岩手大学大学院連合農学研究科教授会の印	30ミリメートル平方	
地域防災研究センター	岩手大学地域防災研究センターの印	28ミリメートル平方	研究・地域連携課 長
平泉文化研究センター	岩手大学平泉文化研究センターの印	28ミリメートル平方	研究・地域連携課 長
三陸水産研究センター	岩手大学三陸水産研究センターの印	28ミリメートル平方	釜石キャンパス 事務室長
次世代アグリイノベーション研究センター	次世代アグリイノベーション研究センターの印	28ミリメートル平方	研究・地域連携課 長
図書館	岩手大学図書館の印	28ミリメートル平方	学術情報課長
保健管理センター	岩手大学保健管理センターの印	28ミリメートル平方	学生支援課長

情報基盤センター	岩手大学情報基盤センターの印	28ミリメートル平方	学術情報課長
国際教育センター	岩手大学国際教育センターの印	28ミリメートル平方	国際課長
教学マネジメントセンター	岩手大学教学マネジメントセンターの印	28ミリメートル平方	学務課長
地域協創教育センター	岩手大学地域協創教育センターの印	28ミリメートル平方	地域協創教育課長
教員養成支援センター	岩手大学教員養成支援センターの印	28ミリメートル平方	学務課長
研究支援・産学連携センター	岩手大学研究支援・産学連携センターの印	28ミリメートル平方	研究・地域連携課長
地域社会教育推進室	岩手大学地域社会教育推進室の印	28ミリメートル平方	地域協創教育課長

別表第2 職名印の種類、寸法及び公印管守責任者（第6条関係）

部 局	職 名 印 の 種 類	寸 法	公印管守責任者
事務局	国立大学法人岩手大学学長の印	30ミリメートル平方	総務広報課長
	国立大学法人岩手大学学長の印（財務課、経理課及び施設課の所掌事務に係る契約用）	23ミリメートル平方	財務課長
	国立大学法人岩手大学学長の印（口座管理用）	20ミリメートル平方	
	国立大学法人岩手大学学長の印（研究・地域連携課及び研究支援課の所掌事務のうち、外部資金に係る申請、契約又は報告用並びに知的財産に係る契約用）	23ミリメートル平方	研究・地域連携課長
	岩手大学長の印	30ミリメートル平方	総務広報課長
	岩手大学長の印（学生諸証明用）	20ミリメートル平方	学務課長
	国立大学法人岩手大学理事の印	30ミリメートル平方	総務広報課長
	国立大学法人岩手大学監事の印	30ミリメートル平方	
	岩手大学副学長の印	23ミリメートル平方	
	岩手大学副学長の印	20ミリメートル平方	学生支援課長
	岩手大学事務局長の印	30ミリメートル平方	総務広報課長
	岩手大学部長の印	23ミリメートル平方	
岩手大学課長の印	20ミリメートル平方		
人文社会科学部	岩手大学人文社会科学部長の印	30ミリメートル平方	人文社会科学部事務部事務長
教育学部	岩手大学教育学部長の印	30ミリメートル平方	教育学部事務部事務長
	岩手大学大学院教育学研究科長の印	30ミリメートル平方	
	岩手大学教育学部附属幼稚園長の印	23ミリメートル平方	副園長
	岩手大学教育学部附属小学校長の印	23ミリメートル平方	副校長
	岩手大学教育学部附属中学校長の印	23ミリメートル平方	副校長
	岩手大学教育学部附属特別支援学校長の印	23ミリメートル平方	副校長
理工学部	岩手大学理工学部長の印	30ミリメートル平方	理工学部事務部事務長
	岩手大学理工学研究科長の印	30ミリメートル平方	
	岩手大学理工学部附属教育研究施設長の印	23ミリメートル平方	
工学研究科	岩手大学大学院工学研究科長の印	30ミリメートル平方	理工学部事務部事務長

農学部	岩手大学農学部長の印	30ミリメートル平方	農学系事務部事務長
	岩手大学大学院獣医学研究科長の印	30ミリメートル平方	
	岩手大学農学部事務長の印	20ミリメートル平方	
	岩手大学農学部附属教育研究施設長の印	23ミリメートル平方	
獣医学部	岩手大学獣医学部長の印	30ミリメートル平方	農学系事務部事務長
	岩手大学大学院獣医学研究科長の印	30ミリメートル平方	
	岩手大学獣医学部附属教育研究施設長の印	23ミリメートル平方	
総合科学研究科	岩手大学大学院総合科学研究科長の印	30ミリメートル平方	学務課長
連合農学研究科	岩手大学大学院連合農学研究科長の印	30ミリメートル平方	農学系事務部事務長
地域防災研究センター	岩手大学地域防災研究センター長の印	30ミリメートル平方	研究・地域連携課長
平泉文化研究センター	岩手大学平泉文化研究センター長の印	30ミリメートル平方	研究・地域連携課長
三陸水産研究センター	岩手大学三陸水産研究センター長の印	30ミリメートル平方	釜石キャンパス事務室長
ものづくり技術研究センター	岩手大学ものづくり技術研究センター長の印	30ミリメートル平方	研究・地域連携課長
次世代アグリイノベーション研究センター	岩手大学次世代アグリイノベーション研究センター長の印	30ミリメートル平方	研究・地域連携課長
図書館	岩手大学図書館長の印	30ミリメートル平方	学術情報課長
保健管理センター	岩手大学保健管理センター長の印	30ミリメートル平方	学生支援課長
情報基盤センター	岩手大学情報基盤センター長の印	30ミリメートル平方	学術情報課長
国際教育センター	岩手大学国際教育センター長の印	30ミリメートル平方	国際課長
教学マネジメントセンター	岩手大学教学マネジメントセンター長の印	30ミリメートル平方	学務課長
地域協創教育センター	岩手大学地域協創教育センター長の印	30ミリメートル平方	地域協創教育課長
教員養成支援センター	岩手大学教員養成支援センター長の印	30ミリメートル平方	学務課長
研究支援・産学連携センター	岩手大学研究支援・産学連携センター長の印	30ミリメートル平方	研究・地域連携課長
地域社会教育推進室	岩手大学地域社会教育推進室長の印	30ミリメートル平方	地域協創教育課長
ダイバーシティ推進室	岩手大学ダイバーシティ推進室長の印	30ミリメートル平方	人事課長
	岩手大学・岩手銀行保育所管理運営責任者の印	30ミリメートル平方	

岩手大学長 殿

部局の長の職名
氏 名

作成
公 印 申 請 書
改 刻

下記のとおり、公印を 作成
改刻 したいので申請します。

記

印 影 の 名 称	
公 印 の 名 称	
印 材	
寸 法	
刻 印 案	
使用開始予定年月日	
備 考（特別の用途に使用する公印については、その用途を記入すること。）	

注 公印1個につき1枚とすること。

岩手大学長 殿

部局の長の職名
氏 名

作 成
公 印 届
改 刻

作成
下記のとおり、公印を したので、お届けします。
改刻

記

印 影 の 名 称	
公 印 の 名 称	
印 材	
寸 法	
印 影	
使用開始年月日	
備 考（特別の用途に使用する公印については、その用途を記入すること。）	

注 用紙は、A4判とし、公印1個につき1枚とすること。

別記様式第3号（第3条関係）

公 印 簿

(印 影)	
印 影 の 名 称	
公 印 の 名 称	
印 材	
寸 法	
作成・改刻年月日	
使用開始年月日	
廃止年月日	
備 考（特別の用途に使用する公印については、その用途を記入すること。）	

- 注意（1）用紙は、A4判とし、公印1個につき1枚を提出すること。
（2）印影欄には、強じんな和紙に押印したものを貼付すること。

岩手大学長 殿

部局の長の職名
氏 名

公 印 廃 止 届

下記のとおり、公印を廃止したいので、お届けします。

記

印 影 の 名 称	
公 印 の 名 称	
印 材	
寸 法	
印 影	
作成・改刻年月日	
使用開始年月日 廃止年月日	
理 由	

注 用紙は、A4判とし、公印1個につき1枚とすること。

岩手大学長 殿

部局の長の職名
氏 名

公 印 事 故 届

下記のとおり、公印に事故がありましたので、お届けします。

記

印影の名称	
公印の名称	
公印管守責任者	
事故発生日	
事故の内容	
処置の内容	
その他必要事項	

注 用紙は、A4判とし、公印1個につき1枚とすること。

